

第8回馬淵川水系河川整備学識者懇談会

日時:平成24年10月16日(火)

13:33~16:03

場所:八戸市ユートリー 8階多目的中ホール

1. 開 会

(開会 午後 1時33分)

○【司会】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第8回馬淵川水系河川整備学識者懇談会を開催いたします。本日司会進行を務めさせていただきます青森河川国道事務所副所長の小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降は座らせていただき、進行させていただきますことをご了承願います。

本日の懇談会は、馬淵川水系河川整備計画に位置づけられております馬淵川直轄河川改修事業の再評価について、委員の皆様方にご審議していただく予定としております。

委員の皆様におかれましては、お手元に本懇談会の委嘱状をお渡ししております。10月1日付で東北地方整備局長並びに青森県知事からの委嘱となります。任期につきましては、平成26年9月30日までとしておりますので、今後2年間どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委員紹介

○【司会】

それでは、会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。皆様のお手元に資料をお配りさせていただいております。まず、第8回馬淵川水系河川整備学識者懇談会の次第でございます。A4の縦長1枚もの、それから出席者名簿、席図、それからお手元にはA4の縦長で右上のほうに参考資料と記載していますが、参考資料—1、規約、委員名簿です。それから、2枚目、参考資料—2、懇談会の役割、それから参考資料—3、公開方法及び傍聴規定、それから同じようにA4で横方向にとじたもの、右上に資料—1、馬淵川河川事業の進捗状況について、それから同じような形で右上に資料—2、馬淵川直轄河川改修事業再評価説明資料、それから縦長の資料—3、河川事業再評価・馬淵川直轄河川改修事業というもの、それから同じように縦長の資料—4、河川事業再評価参考資料です。以上が配付させていただきました資料でございます。ご確認をお願いいたします。ご不足などございましたら

んでしょうか。

「なし」の声

○【司会】

なお、馬淵川水系河川整備学識者懇談会に関する傍聴規定を皆様へ配付しておりますが、これに基づきお願いいたします。なお、報道機関の皆様には、本懇談会は公開といたしますが、写真及びテレビの撮影につきましては議事に入る前までとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

2. 委員紹介

○【司会】

それでは、次第に沿いまして委員のご紹介に入らせていただきます。

それでは、本日出席されております委員の方々をご紹介させていただきます。

なお、お手元に配付しております出席者名簿に基づいてご説明させていただきます。紹介に当たりましては、出席者名簿の順でご紹介させていただきますので、ご了承願います。

(以下、委員の紹介)

○【司会】

なお、青森公立大学教授の木立様、弘前大学教授の工藤様は所用のため欠席となっております。

引き続き、東北地方整備局の職員をご紹介いたします。

(以下、東北地方整備局職員の紹介)

○【司会】

続きまして、青森県の職員をご紹介いたします。

(以下、青森県職員の紹介)

○【司会】

以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

本日は委員総数12名中8名の委員の方にご出席をいただいております。懇談会規約第5条3項により懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立するとありますので、本懇談会は成立していることをご報告いたします。

3. 座長の選出

○【司会】

それでは、委員会規約の第4条によりまして、懇談会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定めるところです。委員の方からのご推薦はございませんでしょうか。

それでは、推薦のご発言がございませんので、事務局より提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○【司会】

それでは、座長の選出に当たっては、青森県内の河川整備計画に関する委員として多くの場でご活躍されておられます佐々木委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでございましょうか。

「異議なし」の声

○【司会】

異議なしというところがございますので、佐々木委員にお願いしたいと存じます。

佐々木委員、よろしいでしょうか。

○【座長】

はい、よろしく申し上げます。

○【司会】

ありがとうございます。

それでは、佐々木座長には正面の座長席のほうへご移動をいただきたいと思えます。よろしくどうぞお願いいたします。

なお、副座長は委員会規約第4条第3項によりまして、座長は副座長を委員の中から指名するということになっておりますので、佐々木座長からのご指名をお願いいたします。

○【座長】

それでは、皆さんから座長の推薦いただきました佐々木でございます。ただいま総合進行のほうから、規約に基づいて副座長を委員の中から指名するということのでございますので、ほとんど委員としては同じメンバーですので、引き続いて齋藤宗勝先生に副座長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

「異議なし」の声

○【座長】

ありがとうございます。

では、先生よろしく申し上げます。

○【司会】

それでは、齋藤副座長におかれましては正面の副座長席へのご移動をお願いいたします。

4. 挨拶

○【司会】

それでは、開会に当たりまして、主催者を代表しまして東北地方整備局河川部河川調査官よりご挨拶申し上げます。

それでは、川村調査官よろしく願いいたします。

○【川村河川部河川調査官（東北地方整備局）】

東北地方整備局河川調査官の川村でございます。まず、委員の皆様におかれましては本日大変お忙しい中、第8回馬淵川水系河川整備学識者懇談会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより国土交通行政あるいは河川行政に関しまして多大なるご支援、ご協力、ご指導賜っていますこと、この場をおかりしまして、改めて重ねて御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

この懇談会につきましては、平成22年1月に、この河川整備計画を策定するまでに5回のご審議をいただいて、その後第6回、第7回と河川整備計画の進捗状況等をご審議いただいていたところでございます。本年1月に第7回を開催させていただいて、その折に東北地方太平洋沖地震の対応ですとか、河川整備計画の進捗状況、あるいは平成23年9月洪水の概要、こういったことをご審議いただいたところでございます。本日は、それ以来の開催ということでお願いしたいと思っております。

本日の懇談会ですけれども、大きく2つございますが、この河川整備計画に基づいて、国、県が実施しております河川事業の進捗状況等についてご審議をいただきたいと思っております、それが1つでございます。

もう一つは、冒頭の総合進行からも紹介ありましたように馬淵川の直轄河川改修事業につきまして事業再評価のタイミングになっておりますので、そのご審議をお願いしたいと思っております。皆様の幅広い見地から忌憚のないご意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げまして、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○【司会】

ありがとうございました。

引き続きまして、馬淵川水系河川整備学識者懇談会、佐々木幹夫座長よりご挨拶を申し上げます。

佐々木座長、よろしく願いいたします。

○【座長】

それでは、簡単に挨拶したいと思います。馬淵川直轄範囲とその上流の県管理の範囲について、この懇談会で審議していくということになります。この川もちょっとした雨ですぐ中規模の洪水、あるいは大きな大雨だと少しあふれて大変大きな冠水が出るような川でございます。そういう点でいろんなところで弱点が出てきますので、これからやらなければいけないところとかいろいろチェックしていくところが出てくるかと思います。可能な限りこの地区の人達のためにいい河川整備を進めていけるよう我々も尽力していきたいと思っておりますので、皆様のご意見をいっぱいいただいて、そういう方向でいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○【司会】

ありがとうございました。

報道関係の皆様方にお知らせいたします。これから議事に入りますので、写真やテレビの撮影につきましてはご遠慮をお願いいたします。

5. 議 事

1) 馬淵川河川事業の進捗状況等について

○【司会】

それでは、馬淵川水系河川整備学識者懇談会の規約第4条2項で、座長は懇談会の運営と進行を総括するということになっておりますので、議事進行を座長にお願いいたしまして、議事に入らせていただきます。

それでは、佐々木座長よろしくお願ひいたします。

○【座長】

それでは、議事に沿って進めていきたいと思ひます。

最初は、馬淵川の河川事業の進捗状況についてです。事務局のほうから説明よろしくお願ひします。

○【事務局】

それでは、事務局、青森河川国道事務所調査第一課長の樋川でございます。座って説明させていただきます。

資料のほうは、資料一1という右上に振っているものです。前方のほうにスクリーンにも同様のものを送っております。スクリーンにも映しながら進めていきますので、どちらか都合のよいほうをごらんになってお聞きいただきたいと思います。

まず、1ページめくっていただきまして、目次がございます。私のほうからは、国管理区間のほうを説明いたします。

まず、1ページ目ですが、馬淵川河川整備計画の基本的な考え方について記載しております。まず、計画の趣旨でございますが、馬淵川河川整備計画のほうは策定が平成22年1月28日にしております。この計画につきましては、河川法の3つの目的がございます。青地で書いておりますが、洪水、高潮等による災害発生の防止、2つ目として河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持、それから3つ目が河川環境の整備と保全でございます。この3つの目的が総合的に達成できるよう河川法の16条で平成19年7月に策定されました馬淵川水系河川整備基本方針がございます。これに沿いまして、当面実施する河川工事の目的、種類、場所などを具体的に事項を示したもの、これが馬淵川河川整備計画でございます。この計画の対象区間、国管理区間の対象は河口から10キロの区間になっておりまして、計画の対象期間は平成21年度から平成50年度までの概ね30年間としております。

2ページ目をごらんください。河川整備計画の基本的な考え方、基本理念について記載しております。河川整備基本方針に基づき地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、以下の3点を基本理念に河川整備にかかわる施策を総合的に展開するということです。

3つの柱が色分けにしておりますが、安全で安心が持続できる川づくり、さまざまな災害から沿川地域住民の生命と財産を守り、将来にわたって人々が安心して暮らせる安全な馬淵川の実現を目指すというものでございます。あわせて継続的、効果的な河川の維持管理を努めますということですが。

2つ目は、豊かな河川環境と河川景観を次世代に継承する川づくりでございます。自然豊かな河川環境と河川景観を次世代に引き継ぐため、連携と協働のもと、流域一体となった河川環境の保全、再生、創出を目指すというものです。

最後に、地域の個性と活力、歴史、文化が実感できる川づくりでございます。馬淵川の恵みを生かしつつ、自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場、市民の利活用の場などの整備、保全を目指します。安全教育、環境教育などの充実を図るとともに住民参加による河川清掃、河川愛護活動などを推進しますというものでございます。

3ページには河川整備計画の基本的な考え方の整備計画目標が記載しております。本計画で策定しました治水、利水、環境及び維持管理のそれぞれの目標に向けて整備を実施していくということでございます。例えば治水につきましては、戦後最大規模の洪水へ対応するというものです。戦後最大洪水であります昭和22年8月洪水、これと同規模の洪水が発生しても外水氾濫による浸水被害を防止するということが目標としております。

利水としましては、剣吉地点でおおむね16m³/sというふうに定めておりますが、広域的かつ合理的な水利用の推進を図るなどの対策によりまして、流水の正常な機能の維持を必要な流量の確保を努めるというものです。

河川環境の整備と保全でございますが、多様な動植物の生育、生息、繁殖環境の保全、回遊性の魚類の遡上環境、産卵場の保全など良好な河川環境の維持、保全に努めるというものでございます。

維持管理でございます。馬淵川河川維持管理計画に基づきまして、治水、利水、環境の目的をそれぞれ達成するために必要な維持管理に努めるというものです。21年に河川整備計画を立てましてから、これらの目標に基づき事業を行ってまいりましたし、今後も行っていくということにしております。

資料、4ページ目をお願いいたします。ここからは具体的な対策について紹介いたします。まずは、治水の面でございますが、平成21年度から整備計画完了までの整備メニューを記載しております。まず、堤防の整備でございますが、この図の赤く引き出ししているところ、これが堤防の量的整備、堤防を整備する箇所を位置づけております。全部で3カ所ありますが、右岸の根城地区、右岸の八幡地区、左岸の一日市地区の3カ所でございます。

それから、ピンク色で色をつけているのが河道掘削、川を掘る箇所でございます。河道断面が不足している箇所の河道を掘削するという箇所、これがピンク色でございますが、右岸の根城地区、右岸の八幡地区、左岸の一日市地区でございます。

それから、青色でマーキングしておりますが、これは堤防の質的整備をする箇所でございます。質的整備というのは、河道という器のそのものの強化をするというものでございまして、堤防の浸透に対する安全性を確保するためにドレーン工などを整備するという計画にしております。ここでは城下地区、長苗代地区、一日市地区と3カ所ございます。

それから、水防活動の拠点といたしまして河川防災ステーションの整備、これは肌色でマーキングしておりますけれども、浅水川放水路の合流点付近、ここに整備をするというものです。

それから、緑色でマーキングしておりますけれども、河口部の高潮対策、ゼロキロから0.4キロまでの間の高潮対策、これも実施していくということでございます。

5ページ目でございます。こちらは平成21年度から24年度まで、これまで何をやってきたのか、それから今年、今年度は何をやるのかということが5ページでございます。まずは、21年から23年度までは背後資産の高い根城地区において堤防の整備を実施してまいりました。約2キロ区間、右岸の根城地区の堤防の量的整備を実施してまいりました。

それから、今年度でございますが、八幡地区での流下能力向上のための河道掘削を実施するというので、ピンク色で示してございますが、河道掘削、ここでは約7万m³の掘削をするということでございます。

それから、24年度の実施予定ということですが、河川防災ステーションでございます。広域的な災害対応拠点として活用される河川防災ステーションを整備する。この防災ステーションの造成盛土材は対岸の八幡地区の河道掘削を有効利用しようという計画でございます。

6ページ目をごらんください。同様に21年度から24年度までの事業内容でございますけれども、こちらは根城地区の堤防量的整備でございます。平成23年度で堤防整備が完了してございます。昨年度、23年9月洪水、台風15号で大きな出水がございました。平成18年10月の洪水では、この根城地区で合計14戸の浸水被害が発生しておりますが、この堤防整備を実施することによりまして、平成23年9月洪水のときは家屋の浸水はゼロ件、ゼロ戸ということで浸水が回避されたということでございます。

7ページ目は、河川防災ステーションの整備内容でございます。災害時に迅速な

対応が可能となる減災効果を発現するというものでございますけれども、左下の写真がございます。災害発生時には、大災害のときは東北各地から災害対策車が駆けつけます。その集合場所あるいは待機場所が必要となるわけです。そういった災害の対応拠点として活用されるというものでございます。

右側の図が、これが平面的なものでございますけれども、根固めブロックや土砂、岩ずりなどのストックをいたしますし、ヘリポートを整備する、あるいは排水ポンプ車の車庫を整備する、それから八戸市が上物として水防センターをつくっていく。そのような防災ステーション整備完了に向けて八戸市と綿密な調整、連携を図ってまいります。

8ページ目をごらんください。こちらは八幡地区の事業の効果を書いております。概ね6年の事業ということで整理しておりますけれども、八幡地区の現在無堤、堤防がない地区ということになっておりますので築堤と、それから河道掘削を実施しまして、戦後最大洪水の昭和22年8月洪水を安全に流下させる河道断面を確保するというものです。右の代表横断図という図がありますけれども、普段流れている平水位という水位から横に広げる形で河道掘削をいたしまして、それを堤防の築堤材料にする、あるいは河川防災ステーションの基盤材料に活用すると、そういったことを計画してございます。

下のほうに平成23年の洪水の状況の写真がありますが、この八幡地区では、平成23年9月に9戸の家屋が浸水してございます。今回この堤防の整備あるいは河道掘削をすることによりまして、同様の洪水が発生しても浸水は回避されるということで考えております。

9ページ目をごらんください。当面整備内容の概ね6年のメニューを載せております。一日市地区の築堤と河道掘削、それから根城地区の河道掘削でございます。こちら八幡地区と同様に河川整備計画の目標規模であります戦後最大洪水、昭和22年8月洪水を安全に流下させる河道断面を確保いたします。あわせて城下地区の既設堤防の質的整備も実施してまいります。この整備をすることによりまして、下のグラフでございまして、22年8月洪水が発生した場合、150世帯の浸水が想定されます。これが整備後には全て回避できるということで想定をしております。

10ページ目、ごらんください。堤防の質的整備でございます。現在の堤防は築堤

の履歴や河床材料構成や基礎地盤の構造が必ずしも明確ではありません。安定性や強度も地域によってさまざまであるということございまして、堤防の安全性が確保されていないという箇所も少なからずあります。そういった箇所につきましては、強化対策といたしまして堤防の質的整備のイメージ図を載せておりますけれども、住宅側にドレーン工と呼ばれまして、円滑な排水を実施するものを整備していくということでございます。これを設置することによりまして、川の水からパイピング現象で堤防の決壊につながるような現象を防ぐことができるというふうにございます。整備する箇所は右側の写真に黄色くマーキングしてございましたけれども、城下地区、長苗代地区、一日市地区、この3カ所で実施を予定してございます。

11ページ目でございます。河川の維持管理でございます。河川維持管理計画に基づきまして、出水前には馬淵川の堤防を目視で点検をしております。この丸印は今年の堤防点検によりまして確認された損傷などがございますけれども、護岸の損傷が2カ所あるいは堤防の舗装が損傷しているところ5カ所、そういうふうにございます。点検する項目としましては、堤防ののり面の変状がないか、植生の不良がないか、堤防の舗装の損傷がないか、護岸の損傷がないか、そういったものを堤防の草刈りを実施した後に点検することによりまして、いずれも洪水のときに破堤など重大な災害の原因になるおそれのある事象をあらかじめ把握して対応するというものでございます。

それから、堤防の維持管理につきましても非常に重要な仕事でございます。堤防の変状を確認しましたら、機動的かつ効率的に補修を実施して、災害の発生を未然に防止するというございます。堤防の除草、それから堤防天端の舗装につきましても堤防が新たにつくられますと、そういった維持管理のほうも新たにふえてくるということございます。安全な堤防を管理していく上では、この河川の維持管理といったものが非常に重要な位置を占めております。

12ページ目をごらんください。同様に、河川管理施設の維持管理といった面では護岸の補修、写真を載せておりますけれども、こういった年数がたちますと大きなひび割れなども発生いたしまして、ここから水が入り込んで非常に重大な災害にも発生するという事象もございますので、護岸の補修なども実施していくということでございます。あわせて樋門、樋管の維持管理あるいは堰の維持管理もしてまいります。下のほうに載せている写真は予備ゲートを整備をした例でございます。津波

対策といたしまして、通常の樋門のゲートのほかに水圧で自動的に閉まるゲートをつけておりますのがこの写真の例でございます。このたびの3.11の津波のときにこの右の写真でございますけれども、自動的に水圧で閉まりまして、逆流防止に役立ったといった写真でございます。

13ページ目、こちらが河川の維持管理でございます。河道の管理といたしまして、適正な河道断面を確保するということが必要でございます。河道の堆積土砂を撤去するといったことも実施してまいります。樹木の管理でございます。河岸には樹木が繁茂してございます。これらの河道内樹木の繁茂拡大によりまして、洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所につきましては治水、それから環境の両面から適切に評価いたしまして、必要に応じて伐開などの樹木管理を実施してまいります。下の図はこの樹木管理のイメージ図でございます。すべて伐採するのではなくて、必要に応じて間引いた形で伐採をする、あるいは必要に応じては全て伐採するような箇所も出てくるかと思いますが、その辺は環境の両面から適切に評価してまいりたいということでございます。

14ページ目でございます。こちらが河川空間の維持管理ということでございますけれども、平成元年3月に策定されました馬淵川水系河川環境管理計画というものがございます。これらに基づきまして、高水敷の保全と利用の管理についても行ってまいります。河川の利活用のニーズの把握につきましては、毎年行っております安全利用点検あるいは河川情報カメラの活用、そういったものから定期的に評価、分析をいたしまして、利用を促進する取り組みを実施いたします。

不法占用、不法行為の対策といたしましても河川巡視あるいは河川情報カメラの活用で状況の把握し、悪質な不法行為につきましては、関係機関へ通報するなどいたしまして、必要に応じた不法行為防止対策を講じてまいります。馬淵川では、ゴミマップなどの作成をしております。河川情報カメラ、画像の公開、これは右のほうの写真にも載せておりますけれども、住民への不法投棄に対する意識高揚を図ってまいります。

塵芥処理につきましても河道閉塞などを未然に防止することが必要でございますので、漂着する塵芥あるいは流木、そういったものを適切に処分してまいります。

15ページ目でございますが、管理の高度化という点で載せております。これは津波対策などにも使われることとなりますが、樋門の情報管理システム、操作情報の

適時の把握に努めるということとともに、重要な施設は光ケーブルを活用した集中管理、カメラによる遠方監視などのバックアップ体制を確立いたします。津波対策といたしましては、右の下の図にもありますが、現在左岸側に敷設されております光ケーブル、これを右岸側にも設置いたしまして、ループ化を図ると、片側の堤防が被災を受けても、もう片側のループ化をすることでその情報が途絶えることなく樋門操作の遠隔化を行うことができると、そういったことを考えてございます。

16ページ目でございます。コストの縮減でございますが、河道の整備では、河道掘削、今年も、先ほどご紹介したとおり、八幡地区、一日市地区などで河道掘削が行われますけれども、この発生した土砂を使いまして、堤防整備へ有効活用していく、あるいは他事業とも調整いたしまして、有効活用を図っていくことでコスト縮減することができるというふうに考えてございます。

それから、工法の工夫ということで、新技術というものがあります。積極的な採用によりまして、コストの縮減に努めてまいります。

それから、河川堤防の除草によって発生した刈り草、この処分につきましては処分費が通常かかります。これを無償提供、欲しい方を募りまして、無償提供することによりまして、その処分費のコスト低減を図ることができるというものです。右下の写真がその刈り草を無償で提供しているというところでございますけれども、堤防の刈った草をロール化いたします。それを欲しい方がいただいていくと、そういった写真になってございます。

それから、伐採木の無償提供も同様でございますが、河川維持作業で発生した、樹木伐採によって発生した伐採木、こちらについても無償提供いたしまして、処分費のコスト削減を図ってまいります。

馬淵川の総合的な治水対策につきまして、17ページと18ページに記載しております。こちらが、この河川整備計画よりも前に平成18年の洪水を契機に八戸市、南部町、三戸町、青森県、そして国土交通省で組織した協議会でございます。こちらでは、年2回ほど集まりまして、具体的な緊急治水対策について話し合い、それを実現していくと、そういったものでございます。この表は、そのハード対策あるいはソフト対策のメニューを記載しております。

18ページ目につきましては、そのメニューの位置関係を示したものでございます。そういった取り組みも河川整備計画に基づく事業と並行して実施しているというこ

とでございます。

19ページ目は、東日本大震災の津波による被災状況とその対応でございます。東日本大震災の概要について書いておりますが、青森県三八上北地方では震度5強を記録いたしまして、津波警報は大津波警報が太平洋沿岸に発令されたというものでございます。

20ページ目は、その被害の状況について記載してございます。

21ページ目は、馬淵川の河口部の津波による浸水状況でございます。左岸側の堤防が330m、それから右岸側が430m堤防の越水が発生してございます。

22ページ目は、直轄管理区間の津波による被害でございます。11カ所被災がありました。

それから24ページ、25ページ目、こちらは今年の夏、東北各地で濁水が発生いたしました。青森県では岩木川で濁水が発生いたしましたけれども、馬淵川の状況は25ページに書いております。正常流量16m³/sが剣吉地点で設定されておりますけれども、これを満足したということでございまして、最低流量で17m³/sということで、正常流量を下回るということは幸いにもございませんでした。

それから、26ページ目、こちらは河川環境整備事業でございます。馬淵大堰の左岸側の魚道を魚のすみやすい川づくりといたしまして、右上の図の階段式魚道を緩勾配式の魚道に改築してございます。現在魚類の遡上モニタリングを実施中でございます。

27ページ目は、外来種対策でございます。平成22年7月に整備いたしましたせせらぎ水路、こちらで外来種の巻き貝、コモチカワツボが大量発生いたしました。これらにつきまして学識経験者らと連携いたしまして、駆除対策を実施しまして、現在モニタリングを実施中でございます。今年5月と8月にモニタリングを実施しましたが、それぞれ10個体、14個体ということで、現在のところ大発生に至っておりません。今後も定期的なモニタリングを継続していく予定となっております。

28ページ目、29ページ目、こちらは住民参加と地域との連携、環境教育の関係を載せております。ボランティアパトロール、こちらは住民の方に募集をいたしまして、河川巡視あるいは清掃活動あるいは不法投棄の監視などをしております。平成23年から実施いたしまして、今年までに延べ1,400名の参加がございまして、1日パトロールは中学生を対象としておりまして、平成18年から今年まで延べ130名の参

加がございます。

それから、29ページ目は、こちらは環境学習といたしまして、尻内橋にヒナコウモリの巣箱がございます、こちらはコウモリの保護を考える会と連携いたしまして、観察会などを実施してございます。国管理区間の説明は以上となります。

現在のところ、河川整備計画どおり進捗しておりまして、変更しなければならぬといった事項はございません。

以上でございます。

続きまして、青森県よろしく申し上げます。

○【事務局】

青森県河川砂防課河川整備グループの田邊と申します。座って説明させていただきます。

馬淵川の県管理区間についての説明でございます。30ページからになります。河川整備計画の基本的な考え方は、先ほどの直轄区間と同様でございます。県管理区間の河川整備計画は、当初土橋川放水路トンネルを計画に取り入れる形で平成15年10月に策定されております。平成20年度から馬淵川の水防災事業に新規に着手いたしましたことから、これを位置づける目的で平成22年6月に変更されております。また、計画の対象となる区間は馬淵川本川の県管理区間、櫛引橋から岩手県境までの31.7キロメートルを含めて13河川174.8キロメートル、計画の対象期間を概ね20年間としております。

31ページをお願いいたします。河川整備計画の目標でございます。治水についてでございます。現行の計画に位置づけられております河川は馬淵川と浅水川の2河川でございます、その計画規模はともに20分の1としております。また、利水につきましても直轄と同様、剣吉地点において概ね16トンとしております。

32ページをお願いいたします。馬淵川と浅水川2河川の事業区間の位置図を載せておりまして、馬淵川につきましては南部町福田地区から三戸町川守田地区までの約17キロメートルの区間の掘削及び平成23年度完成し、同年9月の台風15号による浸水被害を免れました相内地区の輪中堤及び川守田地区の輪中堤2カ所を実施することといたしております。また、浅水川につきましては、主に五戸町工区となります延長4.2キロメートルの区間につきまして河川改修を行うこととしてございます。

33ページお願いいたします。昨年の台風15号の被害を回避することができました相内地区の輪中堤について載せてございます。赤の線のように輪中堤が完成いたしましたことから、家屋7戸の浸水被害を防止することができております。

34ページお願いいたします。平成20年度から着手いたしました土地利用一体型水防災事業について、昨年台風15号の被害を受けましたことから、今年度平成24年度から床上浸水対策特別緊急事業に格上げいたしまして、重点的に整備を進めることとしております。具体的には今後も引き続き川守田地区の輪中堤の整備促進に努めますとともに、馬淵川本川の河道掘削につきましては大向工区などの一部工区については昨年度から今年度にかけて概成させてございますが、引き続き促進に努め、洪水時の水位低下を図ってまいることとしております。

35ページをお願いいたします。浅水川について載せてございます。浅水川は平成11年の洪水を受け、馬淵川合流点から約7.2キロメートルの区間につきまして約150億円を投じ、平成15年度に完成しておりますが、翌年度の平成16年度からその上流の主として五戸町管内の4.2キロメートルの区間につきまして河川改修事業に着手しております、平成28年度の完成を目指しております。

簡単ですが、県管理区間につきまして以上で説明を終わらせていただきます。

○【座長】

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明いただきました。何か質問あるいはご意見ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○【委員】

水辺の楽校のところなのですけれども、津波でも土砂の堆積があって一度使えなくなっていますし、それまでに何度か洪水にもなって使えなくなっております。そういうふうな状況を見ると、少し河川に対して、余りにもこれまで手間とお金がかかり過ぎているのを考えると、あの場所にああいう形でよかったのかなというのが絶えず疑問として頭の中に浮かんできます。その後の利用状況を見ましても、やはりその部分、あそこにある形がふさわしいのかというのは絶えずつきまといまいますので、もう一度見直したほうがいいのかという話もあります。

今右岸側のせせらぎ水路に関しましても、去年、おとしあたりからあそこで観察会の指導も頼まれてやったりもするのですけれども、やはりほかの学校の先生方、水生昆虫の観察をやっている先生と一緒にあその現地だとか歩いて、この形では子供たちを入れて観察するのには向かないということ、やはり形状的に石が埋め込んであって、そのためにタモ網を入れることができない。それから、足を入れてもちょっと危ないという形がありまして、形状的に無理があるのではないかと、いうことが多々言われています。

それから、どうしても近所の方たちはそうなのでしょうけれども、せっかくあそこに持ち込まない、持ち出さないという看板を出していただいたのですけれども、やはり依然としてヒメダカであるとか、そういうふうな外来種の持ち込みが見られるということもあります。

それとワンドのほうですね、左岸側のほうのワンドに関しましても、実は去年まで活用できたのですけれども、今年もうやはり埋まってしまって水がなかったということで、今あそこを利用しているのは八戸市の環境政策課さんでバスを出してくれて、学校で来て観察会をやっているのですが、いかんせん水がないということで、今年も観察会を開くことができなかつたのです。その後、とりあえず何とか水が増えて、水が戻ってきたのですけれども、一応もう予定を組んだということで、そこに行くことができなかつたということ。

それから、どちらの施設にしても、子供たちがどろんこになった後に体を洗う場所がないのです。ほかの河川であるとそのままの川の水をくんで、それで体をきれいにできるのですが、残念ながら馬淵川のあの区間に関しても川の水で体をきれいにしても汚いので、バスに乗ることができない。そこで、環境政策課さんでは現場にポリタンクを何個も持ち込んで、それでシャワーで手足を洗ったり、ももぐらいまでとか、びっちり濡れますので、着がえをしたほかに、体を洗うということをするのですけれども、そういうふうな手間をかけなければならないということがありますので、今後はあそこで観察会を続けていくことに関してはそういう手間がかかるということも含めて水辺の楽校のあり方をもう一度検討されたほうがいいのではないかなと思います。

それから、利活用の部分で牧草の部分がありましたけれども、前に伺ったときにはまだまだ牧草を播種しているという感じはないというふうに伺っていたと思うの

ですが、見ているとどうも明らかに牧草をまいているのではないかなというきらいがあります。イネ科の牧草が地面に生えまして、それを刈り取るのですが、中にはアレルギー系ですね、カモガヤであるとか、イネ科の牧草のやつはすごい、結構周りの方も散布している方も目がかゆくなって鼻水だらだらになるわけですがけれども、そういうことも起きていますので、牧草として利用するのであれば、それなりに、非常に民家に近い部分でもありますので、播種してないことになっていきますけれども、少し牧草を使うのであればその種類に対する配慮というものが必要なのかなと思っています。

それと、これは前から何度も話に出ていると思うのですが、河畔林に関して、今回は河道掘削が大分図面に載ってしまっていて、一部確かにそのあたりは崩したほうがおもしろいだろうと思う部分があります。事実一日市と根城の境のところのあたりは河道掘削というか、低くすると砂地が出てきますので、コチドリの繁殖などがあって非常に場所によっては続けて、数年に1回続けてほしいなと思うような区間もあります。ただ、いかんせん馬淵川自体は管理区間はほとんど河畔林がないのが現状でして、やはり河畔林がなくなったことによって、あそこにあったゴイサギのコロニーが街中に入ってきて八戸市内の民家のほうに被害が出ている。そういうふうな対策をとらなければならなくなっているという、田向地区とか、それから長者のあたりでそういうふうな被害が出てきていますので、洪水等の兼ね合いもあるかもしれませんが、意図的に河畔林を育てることによって、そういうふうなゴイサギであるとか、サギのコロニーを馬淵川の中に誘導していただかないと、今後生き物との共生は難しいものがあるなど。これは川だけに限ったことではなくて、八戸市内の住居環境を守るためにも馬淵川の中にはそういうふうな河畔林を幅広く量的に残していただきたいなというふうに思います。

あと2点ほどありまして、コウモリの観察会を開いているということでもとてもいいことだと思います。ただ、主催されているというか、講師で見えている向山先生にも情報は流したのですが、去年観察会をやった子供が家に行き、お父さん、お母さん、おじいさんたちに自慢をしたら、昔はコウモリをとって遊んだのだよと言って、そのまま子供を連れてあそこに行き、おじいさんがコウモリをとって遊んだという話がこっちのほうに流れてきてしまっていて、何とかならないのかというよりも、何とかしようがなく、そういうことも実は環境教育はそういう一面も

持っていて、前にあそこでコウモリを、バットハウスを設置する前に尻内橋の中にいるヒナコウモリを引きずり出して、それを花火で焼いたりして遊んだという事件も実は新聞報道で橋桁に絶滅危惧種のヒナコウモリがいると報道された次の日からそうやって子供であるとか、年配の方が昔を懐かしんで遊びに行つてやったということが真相ですので、一概に簡単に環境教育だけでちょっと片づけられない難しい側面はありますので、そこもどういうふうにしていくのかというのは知恵を出してやっていかなければならないのかなと思っています。

最後になりますけれども、いろんな設備、今回の整備の中には含まれないのかもしれないけれども、今後もしあのようなところに街灯を設置したり、何かするようなことがあれば光害に関して十分に配慮していただきたいなと思います。八戸市内もどんどん、どんどん人口は増えてないのですが、空は明るくなってきています。星が見えなくなってきました。階上岳に登っても空の半分、八戸側がほとんど見えない状況です。南側のほうは見えるのですが、北のほうは全く見えないような状況になっておりますし、今奥入瀬溪流ホテルさんに頼まれて星空観察会をほぼ毎日、夜に開いているのですけれども、夜景をあの上で見ても青森市の光と十和田市の光で下のほう20度ぐらいの星が消えてしまっているのです。それぐらい街の光というのが焼山とか八甲田の上ですら星が見えない状況になってきています。ぜひ公共機関で照明を設置する場合には、光に関してはぜひ十分な配慮をお願いしたいなと思います。

以上です。

○【座長】

ありがとうございました。

では、事務局からいただくかなと思ったのですが、どうぞ、続けて。

○【委員】

先般江戸時代の津波、地震、飢饉もひっくるめてシンポジウムやったのですが、そのときに会場においでくださった方からこんな話があったのです。その方は、馬淵川ではないのですが、新井田川の河口付近に住んでいるのですが、チリ地震の津波のとき、それから今の津波のとき、幸い被害を受けなかったと。館鼻のあたりで

津波が防いでくれたようだと、こういう話をしておりましたけれども、ただ大雨が降ると水害に遭って、それで困っているというような話がありまして、この計画見ますと国の管理のほうは着実に進んでいるし、県も進んでいますが、何かこの34ページあたりを見ますと結構県のほうの管理の部分がまだたくさん進めなければならぬようなところがあるなと思って見ておりました。完成年度が早められたようですが、まだまだ必要だなと、こう思っておりました。

それで、ちょっとお聞きしたいのですが、何ページだったでしょうか、防災ステーションが載っていたところがあるのですが、7ページでしょうか、ここの防災ステーションの場所が緊急災害時にトラックなどが集まってくると、場所的にどういふものなのでしょう、橋を渡らなければ行き着けないような、橋を乗り継いで行かなければ行き着けないような場所にあるようだなという感じを持ってしまして、全部がここに集まるわけではないのでしょうかけれども、八戸中心街から行くにも橋を渡らなければいけない。それから、そこに集まってくる車が中心街のほうに行くには橋をわたらなければならないというような場所にあるので、この辺はどういふものかなと、こう思っておりました。

以上です。

○【座長】

大変貴重なご意見ありがとうございました。

では、続けてお願いします。

○【委員】

簡単なコメントですが、上流と下流で全体を考えられてこの事業というのは進められていると思うのですけれども、今回、国の管理区間の説明ということと、県の管理区間の説明も若干あったので、上下関係のバランスが見えるよう、今度説明されるときは情報を、タイムテーブルを含んで県と国と事業とその辺含めてくれるともうちょっとわかりやすかったのではないかなと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○【座長】

では、お願いします。

○【委員】

先ほどの質問に関連することなので簡単ですけれども、1つは河川敷の樹木の伐採ですけれども、樹木の伐採が必要な場合ももちろんあると思いますけれども、それをするに当たって生き物、とりわけ鳥が一番大きいと思うのですけれども、そういうのに詳しい人の意見を十分に取り入れながらやっておられるのかどうか、ちょっとどんなものかと思ったので、それをお聞きしたいのと、あと非常に具体的にサギのコロニーというお話を出されました。それを聞いてちょっと驚いたのですけれども、岩木川の場合はサギのコロニーあります。それで、これはもう大分前ですけれども、当時新聞にも出ましたけれども、サギのコロニーがだんだん生息条件が悪くなってしまって、そういう川の外へ、河川敷から外へ出て民家に近いところに行ってしまうと、非常に大きなトラブルになりかねない。実際、もとはわかりませんが、例えば盛岡でしたら、以前は河川敷にコロニーあったのですけれども、そこではなくて、たしか今年ですけれども、住宅地に近いところでコロニーができて随分と問題になってしまっているというようなことがありまして、それでかつて岩木川のほうでは国交省のほうからむしろ提案されまして、外へ出ないようにと、なるべくいてもらいたいというか、居続けてもらう、外に出ないようにということでボランティアを募りまして、私も行きましたけれども、あと弘前の市民環境団体なんかも一緒に作業をやったというようなこともありました。そういうことで、そういう樹木の伐採に関してぜひ生き物に詳しい人たちと十分に意見交換されて、進められないといけないのではないかと思います。

岩木川の場合は、年に1回野鳥に詳しい人ですね、そういう樹木伐採に関する検討会というか、懇談会というものを開きまして、一日かけてずっと回って、現地を見て回って、例えばここは全伐したいのだけれども、やっぱり間引き程度にしたほうがいいのではないかとか、例えば間引きするにしてもどれを残して、どこのあたりを切るのかとか、かなり具体的なことに関して現地を回って意見交換というのをしております。というわけで、そこら辺どうなっているのかというのが私の質問です。

○【座長】

ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

○【委員】

私のほうから1点でありますけれども、今河道掘削の工事をさらにやっていただいております。ありがとうございます。

ただ、掘削をした後にまた盛り上がっているところがありますので、その辺の効果はどうかなというのを見ていただきながら、もしかしてまたその箇所によっては別な方法が必要になってくるのかなということもあって、お聞きをしたもので、別な方法があればお願いをしたいと思っております。

○【座長】

どうもありがとうございました。

では、続けて、はい。

○【委員】

自分は社会学を専攻しています。今日のご報告についても技術的なことはよくわかりません。しかし、ご報告全体として、こういうことをやりました、こういう効果がありましたということをもう少し的確に伝える方法があると感じます。これは2番目の評価のほうとも関わると思います。基本的に評価は費用便益分析を用いてやられておられます。今回の進捗に関しても可能ならばこれだけの費用がかかってこういった便益が達成されたということをもう少し明確に提示されるといかがかなと思います。その際に、今まで出てきたような、費用便益の計算式に入っていない光の害とか花粉症の害とか、そういったものこういった形で配慮していますというのをお示しいただいたらどうか。そうすると、いろんな観点で検討して、これだけの費用をかけてこうした効果を上げているのですと、もう少し明確にアピールできると感じました。こういった進捗状況報告でも、そういうやり方が可能であるなら検討していただきたい。

以上です。

○【座長】

ありがとうございました。

それでは、三戸の町長さん、去年大分雨が降って、下流の南部町では大変いろいろな被害が出て、勉強会までしてやっておりましたけれども、町長さんのところはいかがでしょうか。

○【委員】

ありがとうございます。さまざま被害はあります。それで、対策のほうをすぐやっていたいてありがたいのですが、やはり今もう10年前からさまざまな対策をしておりますが、雨の量が全然違ってきているというのがあるのではないかと思います。昭和20年の最大値でやっているということですが、それを想定してやっているにもかかわらず、もう既に近年、3年連続床上浸水等ありますので、農地等はやむを得ないと言えれば私は怒られるのですが、水が上がって一旦貯めるという、それもあると思いますけれども、住宅に関してはぜひ早く、さまざまな課題があるというのは、私も現場でよくわかっておりますけれども、一刻も早くその対策をとっていただきたい。常に川下からという、いつも会議等に出席しますと川下からやらなければどうにもならないというふうにあるのですが、同時着工というような、今既に掘削等をやっていただいておりますけれども、一刻も早くというのが要望であります。あとは、計画そのものは非常によくできておりますので、進んでおります。ただ、スピード感を持ってというのが私のお願いでありますので、どうかよろしくお願いします。

○【座長】

どうもありがとうございました。

それでは、幾つか事務局のほうから回答をいただきたい質問もありましたので、事務局のほう、よろしく申し上げます。

○【事務局】

事務局でございます。まず、最初に出ました水辺の楽校の件でございます。土砂が堆積して、その土砂を取り除いたりするのにお金がかかるのではないかと、場所

がよくなかったのではないかと、そういった意見でございました。

この水辺の楽校の水路、ワンドにつきましては平成18年の7月に完成いたしましたので、馬淵川水辺の楽校ということで周辺の小中学校の児童生徒がこれまでもワンドの清掃あるいは調査などもしてきていると伺っております。今年も、毎年実施されているという行事でしたので、特に問題にはなっていないのかなと思っていたのですが、そういった問題もあるようですので、あとはちょっと日を改めていろいろご意見を集めて整理したいと思っております。コウモリの観察会の件についても同様に、いろいろ事象を調べてみたいと思います。

それから、河畔林の件でございます。河畔林のゴイサギのコロニーが馬淵川から出て行って、民家のほうに移っていったという話はちょっと今初めて聞きましたので、後ほどちょっと年次などを詳しく教えていただければと思います。基本的に最近では樹木の管理といったものが必要だということで、そういった取り組みをしているわけですが、それと並行して学識者の方あるいは野鳥の会の方などと現地に出向いてここの樹木を切りたいというようなことで相談をいたしまして、木の切り方だとか、残し方だとか、そういったことをここ最近はやってきております。岩木川のほうにも先ほど佐原先生がお話ししておりましたけれども、ゴイサギのコロニーがございまして、昨年新たに移ってきたという場所もございまして、その対応も今年の春早々、学識者のほうにご相談させていただいたといったところがございます。

ということで、今後も河畔林をもし切らなければならないような事象、例えば維持管理上の理由で切らなければならないという支障があった場合は、学識者の先生方にご面倒でも現地に出向いていただきまして、いろいろ相談させていただきたいと思っております。

○【事務局】

防災ステーションにつきましては、ちょうどこの会場から見える場所でございますけれども、駅側の背面から通ることによって、橋の数としては比較的少なく渡れるのかなという部分と、もう一つは当然直轄の部分、我々が国が管理する部分、あと上流側及び県管理に関する防災ステーションというような役割も含めて今の場所に決定した次第でございます。

○【事務局】

もう一件、堤防ののり面に牧草の種をまいているのではないかという案件がございましたけれども、基本的にはそのようなことはありませんでした。自然に生えたイネ科の植物となっております。基本的に堤防をつくったとき、当初は野芝を張るのですが、だんだん日数、年数が経つにつれてそういったイネ科の植物も入り込んできて、現在のような状態になっていると、そういったことをございます。基本的に年2回除草をしてその堤防の点検などもしていると、そういったことをございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○【事務局】

県管理区間につきましてでございます。先ほど〇〇委員のほうから、34ページを
ごらんになりまして、県のほうがまだまだ大分やることがあるのだなというふうにおっしゃっていただきました。それで、2年間事業を、予算を重点的に配分いたしまして、2年前倒しするというようなことを当方では考えてございます。

それで、20年度から23年度までの実績の河道掘削につきましてでございますけれども、剣吉工区であるとか、相内工区の一部を河道掘削完了しております。今後まだまだ27年度までは河道掘削する場所がございますけれども、鋭意27年度完成に向けて取り組むつもりでございます。

そして、あと南部町のほうで掘削しても盛り上がっているところがあるというよう
なご意見いただきました。ここももしそういうところがありますれば現地調査いたしまして、対応をいたしたいというふうにございます。

また、〇〇委員の発言で、とにかくスピード感を持ってという、まさにおっしゃ
るとおりでありまして、今年度から床上浸水対策特別緊急事業ということで重点的に
予算を配分いたしまして、集中的に取り組むことといたしております。さまざま
な課題、用地が難航しているとか、さまざまな課題がございますが、そこもいろい
ろと計画を柔軟に見直すなどして対応できるように考えて対応してまいりたいと思
ってございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○【事務局】

〇〇委員から出た国と県の事業をタイムテーブル化して、その関連をわかるようにしたほういいのではないかとということでございますけれども、これについてはわかりやすくなるように検討をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、〇〇委員から出た事業の効果などについて、もっとさらに的確に伝える方法があるのではないかと意見をいただきました。これにつきましては、どのような方法があるのか検討させていただきまして、次回につきましてはわかりやすいように説明できるようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○【座長】

ありがとうございました。

ほかにございますか。

どうぞ。

○【委員】

私も八戸市は、ご承知のように起伏に富んだ街でございます。したがって、従来から雨水対策については非常に力を注いできております。ちなみに、馬淵川の関係で申し上げますと、最近ですと河原木のポンプ場が整備されました。あるいは17ページの資料にもあるのですが、河原木のポンプ場をはじめといたしまして、③にあります売市字小待の雨水管でございますが、入れかえたり、あるいは新たな事業としては尻内河原の排水ポンプ場の整備にも取り組んでおります。

したがって、ここの表でいいますと②の内舟渡の対策、箇所、これは県の事業になると思いますが、昨今はゲリラ豪雨のせいかなのかわかりませんが、これが非常に交通を遮断するというところでございまして、こういったもの、あるいは尻内の大川原地区、八幡地区ですね、これは国のほうだと思いますけれども、こういった事業については早急に取り組んでいただきたい。そのようにお願いしたいと思っております。これが1点でございます。

それから、2点目は、従来よりこういった雨水対策に取り組んできているわけですが、昨年の大震災によりまして、ひとつ気がつきましたのは、23ページの資料でございますが、津波が川を遡上してまいりますときに河口部の堤防が途切れた、その間から越水してくるということがございました。これが特にひどかったの

が右岸側かと思えます。資料の左下のピンクのところは港湾施設と一体となって防御する必要があるというふうに書いてございます。

そこでお尋ねしたいのは、その検討状況なのですが、港湾計画等と調整を図りながら検討していくというふうにメモがついているわけですが、どの程度進んでおられるのか、そのへんをもしわかればお示しただければと思います。

以上です。

○【座長】

ありがとうございました。

今の点いかがでしょうか。

○【事務局】

それでは、事務局でございます。まず最初に、23ページの津波の対策のほうをご説明します。時間の関係で23ページの説明をしなかったのですが、補足説明も含めてさせていただきます。

青森県の海岸のほうで計画津波の高さが決まりました。それを受けて、この馬淵川河口に広がります港湾区域、この防波堤などございますけれども、港湾の担当のほうで港湾施設の津波の対策を現在、検討中でございます。年内中にはその辺の方向性が出るというふうに聞いておりますので、それを受けて、馬淵川の津波遡上の計算をしていくといった流れになっております。馬淵川の特徴なのですが、馬淵川の河口に港湾施設があるということでございますので、もちろん港湾施設と河川施設との間があいては何にもなりませんので、まさしく一体となった計画をやっていくということで情報共有しながら今現在進めているところでございます。

一方、馬淵川の津波対策につきましては、復興予算をいただいております、現在工事を発注済みでございます。年度末に向けてどんどん進んでいく、それと並行して港湾施設と一体となり情報共有をしながら進めていくといった2系統で今進めているところでございます。

それから、その前にお話がありました馬淵川の総合治水対策のメニューの中の話でございますけれども、八幡地区の家屋浸水対策なども含めまして、家屋の浸水が伴うその案件につきましては、なるべく早く事業を進めていくという予定にしてご

ございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○【座長】

ありがとうございました。

ほかにごございますか。

河畔林の問題につきましては、〇〇委員と〇〇委員からご意見いただきました。それで、この馬淵川の直轄なのですけれども、ちょうど直轄過ぎてから下流の海に向かって右側のところですね、おとしでしたか、大雨のときに大分冠水しましたね、あの田んぼ。あそこまだ無堤地区なのですけれども、あそこには河畔林が多いですよ。ただ、あの河畔林があるのとないのとでは大分河道が流せる水量が違ってきて、それを取らないと今の堤防の高さでは持って行けないというところがあって、どうもあそこだけは切らないとだめみたいなのだけれども、そういう点これからいろいろ意見を聞きながらやっていくような説明があったのですけれども、ただそういう問題を2011年9月の大雨の洪水は出しているということははっきりしていますね。

○【委員】

もともとは八幡と一日市の間のところの左岸側の河畔林にゴイサギのコロニーがありまして、あそこは例の大仏のあたりとか、尻内の保育園の幼稚園のあたりですか、浅水を含めて放水路をつくる前に洪水で大分被害を受けたときに一緒に河畔林が崩れてそのコロニーを放棄した後に、今度は下流のほうの、前にあそこで水防訓練の大会か何かがあったと思うのですけれども、国交省さんでやられたのありましたよね。

○【座長】

大橋のところですね、すぐ上流ね。

○【委員】

すぐ上流のところは今駐車場になっているところありますね。実はあそこにコロニーができたのです。コロニーができて、よかったと安心していたら、防災とちよ

うど重なりまして、あそこの河畔林の間引きが始まって河畔林の幅が狭くなってあそこのコロニーを放棄したという形になったのです。ですから、そういう経緯があったので、本当のことを言えばあそこの河畔林に手をつけなければ、そういう問題はなかったのかなという感じがします。逆に言うとあそこは育てやすく、ある程度面積があるし、今は余り利用されていない駐車場になっていますので、河道の水の流れに対してどういうふうな影響があるかはきっちり検査が必要なのでしょうけれども、あの部分であれば面積が非常に大きいので、もうちょっと育てていけるのかなと、こっちの立場としてはそういうふうにかえたりもしています。

○【座長】

よろしいでしょうか。

「なし」の声

○【座長】

それでは、なければ次の議題に進みたいと思います。

2) 再評価対象事業の説明・審議

・馬淵川直轄河川改修事業

(馬淵川水系河川整備計画(国管理区間))

○【座長】

2つ目の議題に進みます。2つ目の議題は、再評価対象事業の説明・審議に入ります。

事務局のほうから説明をお願いします。

○【事務局】

では、資料―2でございます。再評価の説明をいたします。

1ページ目をごらんください。まず、「公共事業の進め方の透明性を一層向上させるために」というタイトルにしてございますが、平成22年4月に公共事業評価実

施要領というものが改定になりまして、事業評価については今後このようにしていきたいということが決まりました。それは大きく2つポイントがございまして、赤字で書いておりますが、まず1つは都道府県、政令市への意見聴取の導入ということでございます。直轄事業の再評価につきましては、地方負担の負担者である都道府県から意見を聞きなさいというものです。

それから、もう一つは再評価サイクルの短縮ということでございまして、事業化後、これまで10年継続で1回目の再評価を行っておりましたが、これをまずは新規事業については5年継続というふうに短縮する。それから、再評価の時期につきましては、これまでのサイクルを5年から3年に短縮しますというものでございます。右下にわかりやすいと思いますけれども、改定前、改定後の図がございまして。

馬淵川の場合は、下のほうに書いておりますけれども、平成22年1月にこの整備計画が策定になったところでございましてけれども、その時点では5年後の再評価ということでしたが、平成22年の4月にそのようにサイクル短縮ということがなりましたので、3年ごとというふうに変更しまして、平成24年、再評価をするということになっております。本日、再評価をいたしまして、その後、平成24年10月22日には東北地方整備局の事業監視委員会のほうに報告すると、そういった流れで進めております。

資料にはつけてないのですが、パワーポイント、スクリーンのほうをごらんいただきたいのですが、これは上の側の写真が昭和22年の馬淵川と八戸市でございまして、下側がちょっと暗いのですが、平成20年の同様の写真でございまして、昭和22年の航空写真というのは、これが恐らく一番古い写真ではないかと思っておりますけれども、写真を見ますと今市街地になっているところは田んぼとか畑のようですし、ぐっと曲がって馬淵川が流れていて、どうもその氾濫形態になっているようだということがうかがい知れます。

特に馬淵川と新井田川の合流した河口部では、洪水の常襲地帯であつたらうということがうかがい知れます。昭和14年の計画の変更で放水路案というものに変更しまして、昭和15年から昭和30年までこの放水路の開削に着手しまして、昭和30年完成したというところでございます。そのころの八戸市の人口を調べてみますと、八戸市は昭和4年に誕生してございます。その当時は5万人、昭和22年は10万人の人口でございまして、現在平成24年は24万人の人口ということで非常に発展していっ

たということがわかるかと思えます。

資料のほうに戻りまして、馬淵川放水路完成による八戸地域の発展というふうに書いてございます。一番左が治水地形分類図でございますけれども、この水色で示されている部分が昔の旧川ということでございます。馬淵川の河口部でぐっと左岸側に迂回するなどして昔の新井田川と合流するほうに流れていたところを放水路を掘削して水の流れをよくしたということでございます。

昭和27年の写真が真ん中になりますけれども、この写真がほぼ切り離された状態の写真、三角地帯は洪水の常襲地帯であったように、見ますと砂がついているというのがわかるかと思えます。右、平成15年のこれは航空写真でございますけれども、工業地帯が発達して今の八戸市の状態になっていると、市街地も馬淵川の左右岸に発達してきたということがわかります。

それから、想定氾濫区域内には人口、資産が集積しておりまして、東北地方にある国で管理している12水系のうち宮城県仙台市を流れる名取川に次ぐ第2位、これは人口密度あるいは人口、資産ですね、これは東北の川で第2位というのが馬淵川でございます。

3ページ目をごらんください。この3ページ目は、後ほどご説明しますが、費用対効果を算出するにはちょっと数値では換算し切れないような現象もございませう。そういったものを整理したものが3ページ、4ページでございます。想定氾濫区域というのは100年に1回想定される大雨の洪水で、堤防が決壊した場合、最大の浸水想定範囲でございます。堤防を破堤させたらどのぐらいまで広がるかというのを示した範囲、これを今メッシュ状に水色あるいは黄色で着色しておりますけれども、この範囲内に、例えば小中学校が4つ入っております。それから、保育園は6つ、病院は2つ入っております。災害時の要援護者施設の被害、そういったものがあるということでございます。

それから、ここを見ますとJRの八戸線あるいは臨海鉄道、国道45号やら104号、そういったものも入っておりますので、交通の途絶による波及被害といったものも当然入ってくるだろうと思われます。

この想定氾濫区域の中には八戸の変電所あるいは八戸ガスなども入っておりますので、そういったライフラインの機能停止による波及、そういったものも当然入ってくるだろうと。ただ、今現在の費用対効果の出し方では、そこまでは数値換算は

なかなか難しいということで、今回後ほどご紹介いたします数値にはこういった被害は入っておりません。

4 ページ目は、それではどのぐらい被害が生じるのだろうかといったところを聞き込みをしてみました。例えば八戸変電所が外水はん濫により浸水が生じまして、送電機能が停止した場合、これは東北電力のほうに聞きましたところ、5市町村約10万戸の停電が想定されますということでした。八戸、五戸町、それからおいらせ町、それから十和田市の一部、秋田県の小坂町までその影響があるということでございます。

それから、八戸臨海鉄道、これは馬淵川沿いに走っておりますけれども、これは輸送先は主に東京あるいは埼玉方面ということでございます。1日に4往復しているということでございますけれども、1日当たり1,200トンの主に紙類を運んでいるということでございます。コンテナ数で1日240個輸送しているというようなことでございますので、そういった物流機能が遮断されて、経済的な二次的被害も生じる可能性があるということでございます。

もう一つ、国道の45号、それから104号、これもその浸水範囲の中に入っているわけですが、これらが外水氾濫により浸水して洪水が遮断されますと、これは24時間で3万4,000台の車両に影響を及ぼすと、そういった二次的被害があるだろうと、そういったことでございます。

5 ページごらんください。5 ページ目は、これは河川整備計画のほうから抜粋した資料でございますけれども、昭和22年8月洪水、これが今発生した場合、約110世帯、それから床下浸水で40世帯、合わせて150世帯が浸水するでしょうということです。これらを整備計画おおむね30年の効果によりまして回避しようということで今進めているところでございます。

6 ページ目からが費用対効果の分析の手法でございます。経済調査マニュアルというマニュアルに従いまして、それに従って数値を出すとどのようになるかということを紹介したいと思います。これは、津波については考慮しておりません。氾濫計算をいたしまして、浸水深を求めてその被害額、それから被害軽減額などを算出するということです。これと事業費を比較しまして、費用対効果を分析するというものでございます。この図にあるとおり、左側のBというふうに書いているところ、これが治水事業の主な効果でございますが、裏返せば被害でございます、

直接的な被害としまして、資産への被害、家屋であったり、農作物だったり、そういったものへの被害、あるいは間接的な被害としまして営業の停止ですね、そういった損失が生じる、そういったものをBとしております。それから、Cとしましては、今回は馬淵川の改修事業ですので、河川改修費とそれに基づく維持管理費、これを足し合わせるということです。これでBとCの比を出すということでB/Cというふうに呼んでいるわけですが、それらを算出しております。このやり方でちょっとややこしいのは、過去あるいは将来の価値を現在の価値に換算する現在価値化という補正を掛けて平成24年度の価値に換算して評価するということになっております。

7ページ目をごらんください。マニュアルに基づきまして、標準的に算出可能な被害項目をこの算出項目としておりまして、このオレンジ色で塗っている項目が今回費用対効果で分析した、便益として評価した項目になっております。例えば一般資産被害としまして家屋でしたり家庭用品、事業所だったり、農作物あるいは公共土木施設でございます。それから、営業の停止の損失、それから応急対策費用ということで清掃の労働費用だとか、そういったものです。オレンジを塗っていない白い部分、ここについてはこの算出には当てはめておりません。例えば人身被害抑止効果、人命あるいはそういったものは被害が夜に起きるのか、あるいは昼間に起きるのかによっても変わってきますし、そもそもその価値というものをどう算出するのかということがありますので、そういった部分は入っておりません。それから、下のほうですけれども、洪水による交通途絶波及被害、ライフラインの切断、それから精神的な被害抑止効果、そういったものの中には含んでおりません。

8ページ目をごらんください。河川整備計画の段階的な整備について図にしております。横軸に時間的な経過、右に行くに従って将来に行く。それから、縦軸に馬淵川の治水安全度を書いております。平成21年度に河川整備基本計画を策定いたしまして、現在が平成24年でございます。概ね30年までに堤防の整備だったり、質的整備、河道掘削、河川防災ステーションだったり、そういったいわゆる量的整備を終わらせたいということ。平成30年から平成50年までかけて質的整備をやっていく、そういったことです。赤字で書いておりますけれども、昭和22年8月洪水、いわゆる戦後最大洪水を安全に流下させる河道断面を確保するといったものでございます。概ね30年の平成50年にはそれとあわせて堤防の質的整備も完了させたい、そういっ

た計画でございます。

今回、算出したものは、この黒矢印で書いておりますけれども、平成21年から平成50年までの30年間の全体事業というスパンのもの、それから残事業といたしまして平成25年から平成50年度までの残事業というもの、それから当面事業といたしまして平成25年から平成30年までの約6年の事業、この3つの事業をそれぞれ評価してB/Cを算出しております。

9ページ目をごらんください。9ページ目はその算出した表でございますけれども、黄色で塗っているところ、こちらがB/Cでございます。表の一番右、全体事業と書いておりますけれども、これが前回評価。前回評価というのは整備計画策定時の平成21年に算出したものですけれども、B/Cは1.6でございました。今回新たに算出しまして1.5ということで、判断基準といたしましては1より上回っているということでございます。

それから、平成22年から感度分析をなさいたいというふうになっておりまして、表の下のほうでございますけれども、10%ずつそれが違っていたらどうなるのかというところで、10%プラスしたものあるいは減じたものを残事業、残工期あるいは資産、そのようにそれぞれ算出もしてございます。それによりますと、下の全体事業の場合も10%ずつ減らす、増やしてもおおむね1.5から1.7あるいは1.4というところ、それから残事業に関しても3.1に対して3.8から2.8と、それほど変わりませんということを見ていただきたいと思えます。

それから、10ページ目でございます。最初にご説明しました公共事業の進め方の透明性をより一層向上させるためにということで都道府県の意見聴取をなさいたいということが新たに加わったとご説明しました。それが10ページ目でございます、青森県知事に事前にご説明をさせていただいております、その結果、事業の継続に異存はありません。なお、事業の執行に当たっては引き続き一層のコスト縮減に努めていただきますようお願いいたしますと、このような意見をいただいております。

最後になりますけれども、11ページ目でございます。対応方針原案というふうに書いてございます。事務局側からの方針案でございますけれども、事業継続ということの理由でございますけれども、読ませていただきます。事業の必要性に関する視点。馬淵川沿川の浸水が想定される八戸市では、総人口の減少傾向及び総世帯数

の増加傾向にあります。大きな変化はありません。

馬淵川水系における治水安全度は未だ十分ではなく、流下能力が不足する区間が存在しており、戦後最大で規模である昭和22年8月洪水と同規模の洪水が発生した場合には、馬淵川全域にわたって甚大な被害が生じることが想定されます。

地域の安全・安心のために今後とも「堤防整備」「河道掘削」などの事業を上下流バランスに配慮しつつ効果的に進め、治水安全度を向上させることが必要です。あわせて馬淵川における河川巡視、施設点検など平常時からの適切な維持管理も重要です。

現時点では、本事業の投資効果を評価した結果は、費用便益比が今後概ね30年間の全体事業で1.5、残事業で3.1、当面の河川改修事業では4.1となっており、今後、本事業の投資効果が期待できます。

それから、②番としましては、事業進捗の見込みの視点ということで、概ね30年間の整備として、洪水による災害発生の防止及び軽減に関しては、戦後最大である昭和22年8月洪水と同規模の洪水が発生しても外水氾濫による浸水被害を防止します。なお、段階的な目標を定め、適切な河川管理、堤防整備、河道掘削などを総合的に実施します。

それから、③番としましては、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点ということで、コスト縮減をこのように努めるといったことを書いてございます。

以上より、今後の事業の必要性、重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確認できることから、河川改修事業については事業を継続しますということで提案させていただきます。

以上でございます。

○【盛谷青森河川国道事務所長】

補足させていただいてよろしいでしょうか。

○【座長】

はい。

○【盛谷青森河川国道事務所長】

事業を担当しております青森河川国道事務所の事務所長でございます。若干私からただいまの事務局の説明に対して補足をさせていただきます。

河川整備計画策定後の馬淵川の河川改修事業につきましては、全体を見ながら浸水被害の常襲地帯でございました根城地区の整備を優先的に進めまして、早期の効果発現を図ってまいりました。今後につきましても事業進捗説明時にお示ししましたとおり、八幡地区や一日市地区の築堤及び河道掘削を進めまして、こちらの整備効果の早期発現を図りたいと考えております。また、河川管理につきましても、洪水や濁水という特別な時の川だけではなく、普段の時の川、1年365日しっかりと行政として管理をしていきたいと考えております。

ただいま事務局から事業評価についてご説明申し上げました。便益ではお金の評価として表せない部分もあるということも説明申し上げたところでございますが、ライフラインの遮断あるいは道路の遮断などによる様々な波及被害あるいは救命救急に対する波及など、いざ浸水被害が発生いたしますと社会的にも大きな影響が生ずるということも事実であると思っております。このように直接あるいは間接のものも合わせまして、洪水による被害の解消を図り、地域が安全で安心して生活ができるように青森県をはじめ関係各機関と連携、調整を図りながら対応方針にお示ししているとおり、河川整備計画に基づく事業を引き続き行っていきたいと考えております。

どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○【座長】

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから再評価の概要について全体の事業のB/C、そして当面の事業方針、残事業、この3つについての費用対効果の説明がありました。

B、ベネフィットについては大分事務局のほうから詳しく説明いただきました。それから、コストのCのほうについては、今の事務所長さんの説明のとおり、議題の1のほうで事業の進捗状況ということでまだ未着手の箇所、途中の箇所、まだ堤防も何もない箇所もあるのでありますが、そういうところの事業計画とか、あと河道の整備等の説明がありました。議題の1のところの説明いただいた内容がC、これからやる事業の内容ということになります。

ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○【委員】

経済的な損失に関しては、今いただいた資料とかご説明いただいて理解したかなと思うのですが、実際に津波の被害についてはどうしてもこの部分から外れてしまいますし、でも実際に3.11以降、皆さん市民の方の興味はそっちのほうに向いているのかなという気はするのです。実際に八戸の港湾を歩いてみたり、馬淵川を歩いて見ると、それに関する表示が非常に少ないなという気がします。できれば馬淵川の堤防の上端とか上面、それから住宅側の下の部分、高水敷もそうなのでしょうけれども、やはり随所に海拔を表示することによって、地域住民が意識を自分自身が持つということを誘導するような取り組みをぜひ国交省さんや青森県さん、それから八戸市さんと一緒に取り組んでもっともっと海拔表示というものを増やしていただきたいなど。

特にあれはどこでしたっけ、小学校の子供たちがたくさん不幸にも流された場所では、やはり川があって、橋の部分がどうしても高いので、そっちに一時的に逃げようとしてしまったという事例ありますので、やはり河原木地区など皆さんそうなると思うのです。どっちに逃げよう、高館の山のほうに逃げようか、自分の隣の防波堤、堤防の上に逃げようかといったら、先に近くの堤防の上だと思うのです。ただ、想定している津波というのはなかなか計算しづらいところがありますので、なるべくそういうところには逃げないように、ふだんから高さというものを意識づけるような仕組みをぜひ行政のほうでつくっていただければと思います。

○【座長】

ありがとうございました。

ほかにございますか。いかがでしょうか。

○【委員】

資料の説明はないのですか、資料—3とか4。時間ないのですけれども。参考までなのですかね。

○【事務局】

すみません、ちょっと説明をしてなかったのですけれども、今ご説明した資料説明は、こちらの配付しております資料―3と資料―4の抜粋になっております。資料―3あるいは資料―4がその根拠資料というふうになっております。

○【座長】

どうぞ。

○【副座長】

ちょっと教えていただきたいのですけれども、コストの縮減というのはもちろんそのとおりだと思うのですけれども、③の伐採木等は地域の方々に無償で利用していただくなど書いてあるのですけれども、伐採木に対するニーズというのは本当にあるのですかということが1つ。

それから、同じくコストの問題に絡んでくると思うのですけれども、掘削とかしたときの土砂ですね、これを堤体のところで使うとか、それから防災ステーションでしたっけ、そのところの埋め立てに使うというのですけれども、ああいうところで使う土砂というのは何でも構わないのですか。案外質というものが影響してくるものではないのかなと僕は思うのですけれども、その辺どんなものでしょうか。

○【事務局】

お答えいたします。

堤防の刈り草ですね、馬淵川の場合には刈り草の需要といたしますか、一般の方が家畜の飼料等に欲しいという、そういったニーズがございます。伐採木について、それほど馬淵川流域では今のところ多いわけではございません。一方では、津軽のほうの岩木川においては伐採木のニーズは割合と高い状況でございます。それが現在の実態でございます。

それから、堤体の材料でございますけれども、先生のご指摘のとおり、堤防に適する土質、粒度分布といったものがございまして、当然河川土を使って築堤する場合にもそういった土質試験をした上で、確認した上で、可能であればもちろん利用

いたしますし、材料として不適であれば購入というような状況になっていくと。できるだけ河道掘削した材料を使えるようなコスト縮減の方策を検討しながら進めてきておりますし、今後ともそういったスタンスでやっていくということでございます。

○【座長】

どうぞ。

○【委員】

今のこともかかわるのですけれども、であるならば、絵にかいた餅をここに挙げて意味がない。どれぐらいのコスト縮減効果が見込めるかを明確に示すべきです。

こちらで出された費用対効果の検討については、治水経済調査マニュアル等に則っているということです。そういった計算はこうした方式に基づくべきだという規定があって、それに基づいてなさっているのでしょうか、その点をお聞きしたい。費用対効果の分析の前にそこでは盛り込めない社会的な影響というものをあえて列挙されている。ということは、資料の提示の仕方として、費用対効果の分析には限界があり、便益はこういった形で期待できることを強調されたい意図を感じます。こういった形で費用対効果の分析をすると、もし決まっているなら、まずはそれに則って出して、その限界は補足的な願意として提示するのが適切です。

最後にもう一点。費用対効果の分析というのがよくわからない。前半の進捗状況等のご説明とか、そのほかの例えば参考資料、先ほど来のお話も、住宅の浸水被害を防ぐのが非常に大きな効果として説明されていました。治水事業の効果を測る指標がとにかく住宅さえ浸水しなければいいという点なのか。それとももう少し広い視野に立った費用対効果なのか。それとももっと広い社会的な影響まで視野に入れたものなのか。そのあたりに一貫性を感じられない。その点についてどのような整理をされているのか。最後にお聞きしたい。

以上になります。

○【座長】

ありがとうございました。

それでは、今の点について。

○【事務局】

今の件につきまして、まずは費用対効果をご説明した7ページのほうに黄色の着色と、それから着色してない部分で先ほどご説明させていただきました。今回の費用対効果の分析につきましては、右下のほうに出典あります、治水経済調査マニュアルという17年に出されているものがあります。これによって、全国的に同じレベルで効果を算出しております。

先ほど最初のほうに治水事業の効果を金額で換算できないものをご説明した趣旨は、この表にあります白抜きの部分ですね、交通途絶とか、社会的な影響が大きな部分も含めて本来出すべきであるのですけれども、今の経済的な計測に当たっては、なかなか直接その計測が難しいということがありまして、それは一般の方々にとってはそういう交通途絶とか、ライフラインが途絶することがかなり大きな効果だというふうに感じられるのですけれども、それをなかなか今回このマニュアルでは、経済評価できてないところがあるので、それをちょっと先にご説明して、我々で今計測できる部分はこれだけですよというのは後から、最小限の計測だけ行っていますというのをちょっとご説明した形なので、そういう順番にさせていただきました。

この白抜きの部分を含めて現在本省のほうでなるべく多くの計測ができるように、今別途検討会も立ち上げていますので、その辺の情報はまた別の機会にご説明したいと思います。

それから、もう一つだけ、資料4のほうで参考資料と書いています。その2ページと3ページのほう、ちょっと小さい字で申しわけないのですけれども、ちょっとごらんいただきたいと思います。先ほどどのような資産の評価をしているのというお話ありまして、確かに住宅がメインなのですけれども、その経済的な計測の状況というのは、この2ページのほうに色塗っている部分が洪水のときに、例えば堤防が決壊すると氾濫の影響が出る範囲というのがこういう色分けをしまして、ここのプロットに対してどのような資産が現在ありますかというのが3ページ、小さいですけれども、上のほうにありまして、こういうブロックの中に、例えば人口、世帯数、それから従業者数とか、それから農業、漁業とか、そういう基本的な

国土数値情報、国勢調査をもとにした国土数値情報というのは基本的な数値ございまして、基本的には1キロメッシュあるいは250メートルメッシュで各そのメッシュにどのような資産があるかというのは国土数値情報というのが出されています。ですから、我々各メッシュごとに浸水深、洪水のときの浸水深を出しまして、その浸水深に応じてそういうもともとの資産の状況がどの程度影響を受けるかということを中心に、同じような、全国的な統一したやり方で出しながらということになっておりますので、ちょっとこの辺細かい説明は今回省いておりますけれども、かなり細かい数字が並んでおりますので、機会を見つけてご説明させていただければと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○【座長】

よろしいでしょうか。

はい。

○【委員】

今資料一4を言われたので、資料一4の8ページ、例えばそういう機会がつけられるのでしたら、その時でいいのですけれども、お願いなのですが、例えば区間確率⑤など、この辺ちょっと説明があったほういいのではないかなと思います。

以上です。

○【事務局】

済みません、その辺は時間もあって、説明を省かせていただきました。基本的には、最初にご説明したとおり、我々の基本的な計画上、最大100分の1という超過確率における被害額でやっていますので、10分の1とか頻度の多い被害額と、それから頻度の小さい被害額を年平均被害軽減期待額という形で出させていただいています。用語の関係もありますので、機会を見つけて説明させていただければというふうに思います。すみません。

○【座長】

よろしいでしょうか、何か具体的に1つか2つくらい説明していただけますか。

さっきの馬淵川の場合は、草の場合は欲しいという人がいると。ただ、馬淵の場合は木々の伐採というのは余りないので、そっちのほうは需要もないし、生産というのもないということで、そういう細かいところは話にはあつたけれども、Bのほうには組み入れていったのですか、今回は。そういう細かいところはそんなに取り入れてないのですね。

○【事務局】

ベネフィットには入ってございません、草の提供とかそういうやつは。

○【座長】

よろしいでしょうか。もし何か質問ありましたらどうぞ。

どうぞ。

○【委員】

先ほどの青森県の方の進捗状況のご説明の中で、1点だけ事業費の金額を口頭で言われていました。今回の再評価の資料の9ページのC、費用の建設費、維持管理費の合計が全体事業で65億円となっている。僕の聞き間違いでなければ、先ほどどこかの河川の整備の金額がもっとそれよりも行っていた。総事業費としてはこれぐらいの規模ということで間違いはないでしょうか。

○【事務局】

申しわけございません。私が申しましたのは県の管理区間の浅水川というところで、平成11年の洪水を受けまして7.2キロほど改修いたしました。その事業費が総額で約150億円と申しました。こちらの直轄さんのコストには、それは全く入っておらないわけでありまして。費用対効果は別に分けてやっておりました。

○【座長】

そうですね、今この委員会で整理しようとしているのは、国のほうの事業の内容についての再評価ということで、ちょうど範囲が河口から10キロ、櫛引橋までの範

国で国のほうがやっている事業、河川事業について、これは経済的にいいか悪いか、これから進めていいかどうか、継続かどうかというところの今審議を諮ってもらっているのですけれども、その上流のほうは県のほうの事業評価になりまして、県のほうはシステムが違ってまして、県の中に事業評価を見る委員会がありますけれども、そっちのほうにかかるみたいです。

それで、国のほうは全体の東北管内の全体の事業評価は事業監視委員会というのがありますのでそこで審議します。私も2期務めましたけれども、委員会には県に関係なく国の事業が東北管内全体から上がってくるのですけれども、その中の事業には、こういう河川の事業とかダムフォローアップ関係の事業がありますが、しかしその事業には関連した委員会がありますので、その委員会の中でこういう事業評価をして、その結果を局長に出すという形なのですけれども、局長に出した意見が事業監視委員会にそのまま出まして、ここで審議した結果が、結論が事業監視委員会に報告されるということになって、それでここで事業継続したほうがいいとなれば、このまま国の事業を継続するという形になっていくということでございます。だから、今対象にしているのは、国だけの事業内容ということになります。

何かご意見ございませんか、よろしいでしょうか。

今日の説明にはなかったのですけれども、〇〇委員の質問に関連します。B/CのBの出し方にもいろいろありまして、この委員会では一番ダイレクトな形で、一番わかりやすいのではないかなと思うのですけれども、算定結果にかかってきているのです。いろんな出し方あるのですけれども、例えばある部署ではアンケート調査でこの効果はどのぐらいありますかと値段聞いて、その値段からBを出すというやり方とか、4つぐらい方法があるみたいなのです。よろしいでしょうか。

全体事業が1.1、B/Cも1.5ぐらいで、感度評価しても1.5、変わらないということですね。残事業が3.1ということで、これは全体事業が1.5に対して3.1、残事業はやるという必要性は大いにあるというふうに言うことができますね。ただ、ほかの大きい都市河川だとこのB/Cがもっとかなり大きい値になって、どうしても住宅地、家屋が氾濫すると資産効果がどんどん出てくるので、資産価値に基づく事業効果がもっと大きい値になるのですけれどもね。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からの説明は事業を継続していただきたいと、その理由としては最後の11ページに書いているとおり3つありますということでございます。この

まま事業継続していただきたい、してよいということによろしいでしょうか。前半のほうでも〇〇委員も、これは県管理ですけれども、早く進めてもらいたいと、また八戸市さんからも事業については進めてもらうというご意見も出ていましたので、継続ということによろしいですね。

「はい」の声

○【座長】

では、意見をまとめたいと思いますので、ここで事務局のほうにまとめてもらいます。まとめたのを文章にした形でまた皆さんで確認したいと思います。

○【事務局】

委員長、よろしいでしょうか。ちょっと申しわけございません。時間等も結構皆さんあるでしょうから。

スクリーンのほうに今のご意見をいただいて、小さくて済みません、ちょっと読み上げさせていただきます。馬淵川水系河川整備計画の事業再評価について、馬淵川直轄河川改修事業（馬淵川水系河川整備計画（国管理区間）について）ということで、今回の懇談会について、下のほうのポツになりますけれども、「事業の継続は妥当と判断する」というまとめをさせていただきました。これによろしければ、審議に諮っていただければと思います。

○【座長】

よさそうですけれども、附帯意見とかそういうのも。

○【委員】

公にされる文章では、この対応方針というのが懇談会のこれを了とするという形が出るのでしょうか。

○【事務局】

先ほど委員長からご説明ありましたけれども、事業評価監視委員会のとくに報告

するときには、今スクリーンに示している文章ですけれども、今委員からお話ありましたように、今回提示した資料は、今回の審議に当たって使用した資料ということで公開をして、正式な意見としてはスクリーンに映している資料で報告という形を予定しております。

○【委員】

であるならば、先ほどほかの委員からもありましたけれども、対応方針③のコスト削減で明らかに妥当性も見出せないような文言、事項に関しては削ってもいいと思われまます。

○【事務局】

今のお話、伐採木等の縮減とか、そういう点のところだと思いますので、この資料の公表に当たっては精査させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○【座長】

この資料一2というのは、公には出ないのですよね。議事録の概要については公表されると。

○【事務局】

今回使用した資料は、基本的には公開ですので、公開の審議なので、資料としては出す予定にしています。

○【座長】

対応方針の③のところの、どの箇所でしたか、具体的に〇〇委員がおっしゃるのは。

○【委員】

具体的には、僕も気になっていたところで、先ほど副座長のほうからあったのは1番目のポツと3番目のポツです。1番目のポツのほうは、有効活用を図ることなので、全面的に活用するというのではなく、使えるものは使うということ

だとすれば、これはこれでいいのかなと思います。

3番目のポツの堤防の刈り草や河道の伐採木等は地域の方々へ無償で利用していただくなどというのが余りにも、先ほどの事務局の答えでも馬淵川ではリアリティーがないということであるのなら、処分費の節減に努めます程度にとどめておいたほうが良いと思われまます。

○【座長】

ありがとうございます。3つ目のポツですね。伐採木は今のところないと言っていいのですか、あるのですか。

○【副座長】

あるけれども、余りニーズがほとんどないと。

○【事務局】

伐採木が利用が全くないというわけではございませんけれども、岩木川に比べると非常に少ないということですので、ちょっとこの表現については検討させていただきたいと思いますが。

○【座長】

わかりました。

○【副座長】

殊さらこれを取り上げる必要はないでしょうということなのでしょうね。

○【座長】

ただ、コストのところに入れているということなのだね。

○【副座長】

表現の問題。

○【座長】

うん。では、少し公表に当たっては、公表までには少し検討してもらおうということにします。事業を継続するに当たって、こういうふうな点はこうすべきだというような特別なご意見もございませんでしたので、附帯意見として取り上げるような意見もなかったのも、今画面に出ているような1行の簡単な文章ですけれども、まとめるとこういうふうな形になると思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○【座長】

ありがとうございます。では、こういうふうにしたいと思います。

予定していた審議は、2つ目がこれで終わりました。審議事項は以上ですね。では、これで特別に皆さんから意見がなければ審議を終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○【座長】

ありがとうございます。それでは、進行を事務局のほうにお返しします。

6. 閉 会

○【司会】

本日は長時間にわたりまして、ご審議まことにありがとうございました。

以上をもちまして、第8回馬淵川水系河川整備学識者懇談会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

(閉会 午後 4時03分)